

## 地域高齢者等移動支援事業の助成対象となる経費

地域振興事業助成金交付要綱の別表3で定める助成対象事業の内容は、①公共交通機関(タクシー・バス・モノレール)の利用料金(注)②福祉バス車両の運行とし、市町村及び市町村が補助金を支出して実施する①～②までの事業の対象となる経費は以下のとおりとする。



節	細節	歳出科目の例示と助成対象・対象外経費	備考
賃金		運転業務のみに従事する者への賃金	
報償費		車両運転手への謝金	支払基準は市町村の規程に準じる
旅費	費用弁償旅費	車両運転手への費用弁償旅費	支払基準は市町村の規程に準じる
需用費	燃料費	福祉バス車両のガソリン代	
	印刷製本費	利用券、回数券、割引券等の印刷製本費	例:タクシーチケット、バスチケット等
役務費	保険料	事業運営に係る各種保険料	
委託料		①公共交通機関(タクシー・バス・モノレール)の利用料金②福祉バス車両の運行を実施する団体への委託料(一般管理費を除く)	①②の事業に直接要する費用のうち当該対象経費に限る
使用料及び賃借料		公共交通機関(タクシー・バス・モノレール)の利用料金 バス、車両の借り上げ料 高速道路通行料	
負担金補助及び交付金	負担金	運賃の割引を行った減収額を補填する費用等	
	補助金		①②の事業に直接要する費用のうち当該対象経費に限る
その他の経費		上記区分のうち対象外とされている経費で助成事業に必要な経費として事前に当協会の承認を得たもの	当該経費の承認を求める場合は、執行前に当協会に協議すること

注1: 利用料には介護タクシー・福祉タクシーを含むものとする。ただし、介護保険制度・医療保険制度の対象経費を除く

注2: 国・県・市町村から運賃低廉化の支援を受けている公共交通機関(タクシー・バス・モノレール)の利用料金を除く

注3: (利用者が高齢者等に限定されていない)乗合タクシー・コミュニティバス・デマンドタクシーを除く

### 助成の対象外となる経費の例

- ①運転業務以外にも従事する運転手への賃金
- ②車検代
- ③振込手数料
- ④備品・消耗品の購入
- ⑤団体の運営に要する経費